＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

＊　　　　　　　　　　　　　　　　　　＊

＊　柏原市議会定例会議案　＊

＊　　　　　　　　　　　　　　　　　　＊

＊　　　　　　　　　　　　　　　　　　＊

＊　令　和　４　年　第　３　回　＊

＊　　　　　　　　　　　　　　　　　　＊

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

（令和４年９月１日）

目　　　　次

令和４年９月１日　定例会

議案等番号	議　　案　　等　　名	ページ
報告第９号	専決処分報告について 「専決第６号　損害賠償の額の決定について」	1
報告第１０号	専決処分報告について 「専決第７号　損害賠償の額の決定について」	3
報告第１１号	令和３年度決算に基づく柏原市健全化判断比率の報告について	5
報告第１２号	令和３年度決算に基づく柏原市資金不足比率の報告について	6
報告第１３号	令和３年度柏原市一般会計予算の継続費精算報告について	7
議案第３８号	有功者表彰推薦について	9
議案第３９号	有功者表彰推薦について	１０
議案第４０号	令和３年度柏原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	１１
議案第４１号	令和３年度柏原市市立柏原病院事業会計未処分利益剰余金の処分について	１２
議案第４２号	教育長の任命につき同意を求めることについて	１３
議案第４３号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	１４
議案第４４号	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	１５
議案第４５号	職員の退職手当に関する条例の一部改正について	２０

議案第４６号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	２３
議案第４７号	令和４年度柏原市一般会計補正予算（第５号）	４５
議案第４８号	令和４年度柏原市一般会計補正予算（第６号）	５０
議案第４９号	令和４年度柏原市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）	７７
議案第５０号	令和４年度柏原市下水道事業会計補正予算（第１号）	８３
認定第１号	令和３年度柏原市一般会計歳入歳出決算の認定について	８９
認定第２号	令和３年度柏原市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について	９０
認定第３号	令和３年度柏原市国民健康保険事業特別会計（施設勘定堅上診療所）歳入歳出決算の認定について	９１
認定第４号	令和３年度柏原市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	９２
認定第５号	令和３年度柏原市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	９３
認定第６号	令和３年度柏原市市立柏原病院事業決算の認定について	９４
認定第７号	令和３年度柏原市水道事業決算の認定について	９５
認定第８号	令和３年度柏原市下水道事業決算の認定について	９６

報告第９号

専決処分報告について

次の事件は、地方自治法第１８０条第１項の規定及び市長の専決事項の指定についてにより別紙のとおり専決処分したから、同条第２項の規定により、議会に報告する。

令和４年９月１日提出

柏原市長　冨　宅　正　浩

記

専決第６号　　損害賠償の額の決定について

専決第６号

損害賠償の額の決定について

次のとおり損害賠償の額を定める。

令和４年７月１日専決

柏原市長　冨　宅　正　浩

記

事　　由	事　由　発　生 日　時　・　場　所	損害賠償の 相　手　方	損害賠償の額	当事者
職員の公務中における公用車での接触事故	令和3年5月18日 午前11時7分頃 大阪府柏原市大県４丁目１５番３５号 健康福祉センター駐車場内	柏原市内 法人	122,912円	柏原市

報告第１０号

専決処分報告について

次の事件は、地方自治法第１８０条第１項の規定及び市長の専決事項の指定についてにより別紙のとおり専決処分したから、同条第２項の規定により、議会に報告する。

令和４年９月１日提出

柏原市長　冨　宅　正　浩

記

専決第７号　　損害賠償の額の決定について

専決第７号

損害賠償の額の決定について

次のとおり損害賠償の額を定める。

令和４年７月１２日専決

柏原市長　冨　宅　正　浩

記

事　　　由	事　由　発　生 日　時　・　場　所	損害賠償の 相　手　方	損害賠償の額	当事者
田辺第１公園内における事故	令和 4 年 4 月 15 日 午前 7 時 45 分頃 大阪府柏原市田辺１丁目２０２８－４０	柏原市内在住未成年者の法定代理人	22,520 円	柏原市

報告第１１号

令和３年度決算に基づく柏原市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定により、令和３年度決算に基づく健全化判断比率を次のとおり報告する。

令和４年９月１日提出

柏原市長　冨　宅　正　浩

記

（単位：%）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
― （１２．７０）	― （１７．７０）	３．３ （２５．０）	１４．２ （３５０．０）

報告第１２号

令和３年度決算に基づく柏原市資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条第１項の規定により、令和３年度決算に基づく資金不足比率を次のとおり報告する。

令和４年９月１日提出

柏原市長　冨　宅　正　浩

記

<table>
<tr><th>特別会計の名称</th><th>資金不足比率
（%）</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>柏原市水道事業会計</td><td>―</td><td rowspan="3">地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第１７条第１号の規定により事業の規模を算定</td></tr>
<tr><td>柏原市市立柏原病院事業会計</td><td>―</td></tr>
<tr><td>柏原市下水道事業会計</td><td>―</td></tr>
</table>

報告第１３号

令和３年度柏原市一般会計予算の継続費精算報告について

地方自治法施行令第１４５条第２項の規定により、令和３年度柏原市一般会計予算継続費精算報告書を次のとおり報告する。

令和４年９月１日提出

柏原市長　冨　宅　正　浩

令和３年度　柏原市一般会計予算継続費精算報告書

（単位：円）

款	項	事業名	年度	全体計画					実績				
				年割額	左の財源内訳				支出済額	左の財源内訳			
					特定財源			一般財源		特定財源			一般財源
					国府支出金	地方債	その他			国府支出金	地方債	その他	
２ 総務費	１ 総務管理費	庁舎施設整備事業	平成30年度	0					0				
			令和元年度	1,310,700,000		1,182,300,000	123,774,000	4,626,000	373,376,147		337,800,000	29,954,268	5,621,879
			令和２年度	3,101,000,000		2,656,700,000	291,648,000	152,652,000	2,768,530,100		2,532,601,000	234,710,800	1,218,300
			令和３年度	351,800,000		327,600,000	13,108,000	11,092,000	1,542,564,647		1,204,200,000	101,109,899	237,254,748
			計	4,763,500,000		4,166,600,000	428,530,000	168,370,000	4,684,470,894		4,074,601,000	365,774,967	244,094,927

（単位：円）

款	項	事業名	年度	比較				
				年割額と支出済額の差	左の財源内訳			
					特定財源			一般財源
					国府支出金	地方債	その他	
２ 総務費	１ 総務管理費	庁舎施設整備事業	平成30年度	0				
			令和元年度	937,323,853		844,500,000	93,819,732	△ 995,879
			令和２年度	332,469,900		124,099,000	56,937,200	151,433,700
			令和３年度	△ 1,190,764,647		△ 876,600,000	△ 88,001,899	△ 226,162,748
			計	79,029,106		91,999,000	62,755,033	△ 75,724,927

議案第３８号

有功者表彰推薦について

次の者を本市有功者として表彰したいので、柏原市有功者表彰条例第１条の規定により、推薦する。

令和４年９月１日提出

柏原市長　冨　宅　正　浩

記

住　　所　　柏原市[redacted]

氏　　名　　上田　康雄

生年月日　　[redacted]（７０歳）

（推薦理由）

本市消防団副団長として、本市の公益の増進に寄与され、市勢の振興発展に尽力されたその功績が顕著であると認めるもの

議案第３９号

有功者表彰推薦について

次の者を本市有功者として表彰したいので、柏原市有功者表彰条例第１条の規定により、推薦する。

令和４年９月１日提出

柏原市長　冨　宅　正　浩

記

住　　所　　柏原市[redacted]

氏　　名　　益倉　信廣

生年月日　　[redacted]（７８歳）

（推薦理由）

本市人権擁護委員として、本市の公益の増進に寄与され、市勢の振興発展に尽力されたその功績が顕著であると認めるもの

議案第４０号

令和３年度柏原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和３年度柏原市水道事業会計未処分利益剰余金３，７３５，２２５，４５２円のうち、２００，０００，０００円を建設改良積立金に積み立て、残余を繰り越すことについて、地方公営企業法第３２条第２項の規定により、議会の議決を求める。

令和４年９月１日提出

柏原市長　冨　宅　正　浩

議案第４１号

令和３年度柏原市市立柏原病院事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和３年度柏原市市立柏原病院事業会計未処分利益剰余金７３２，７６７，５３３円のうち、６００，０００，０００円を減債積立金に積み立て、残余を繰り越すことについて、地方公営企業法第３２条第２項の規定により、議会の議決を求める。

令和４年９月１日提出

柏原市長　冨　宅　正　浩

議案第４２号

教育長の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により、議会の同意を求める。

令和４年９月１日提出

柏原市長　冨　宅　正　浩

記

住　　所

氏　　名

生年月日

職　　業

所属政党

議案第４３号

教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の同意を求める。

令和４年９月１日提出

柏原市長　冨　宅　正　浩

記

住　　所

氏　　名

生年月日

職　　業

所属政党

議案第４４号

職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和４年９月１日提出

柏原市長　冨　宅　正　浩

柏原市条例第　　号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成４年柏原市条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第２条第３号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア（ア）中「１歳６か月到達日」という。）」の次に「（当該子の出生の日から第３条の２に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から６月を経過する日、第２条の４の規定に該当する場合にあっては当該子が２歳に達する日）」を加え、同号イを次のように改める。

イ　次のいずれかに該当する非常勤職員

（ア）　その養育する子が１歳に達する日（以下「１歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第２条の３第２号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この号において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第３号に掲げる場合に該当して当該子の１歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

（イ）　その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第２条第３号ウ及びエを削る。

第２条の３第３号中「ため、非常勤職員が当該子の１歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合に

あっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の１歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって」を「非常勤職員が」に、「該当するとき」を「該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第３条第７号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合）」に改め、同号ア及びイを次のように改める。

ア　当該非常勤職員が当該子の１歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ　当該子について、当該非常勤職員が当該子の１歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の１歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

第２条の３第３号イの次に次のように加える。

ウ　当該子の１歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

エ　当該子について、当該非常勤職員が当該子の１歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第２条の４第１項中「ため、非常勤職員が当該子の１歳６か月到達日の翌日（当該子の１歳６か月到達日後の期間においてこの条に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当する場合」を「非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第７号に掲げる事情に該当するときは第２号及び第３号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）」に改め、同項第２号を同項第３号とし、同項第１号中「（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳６か月到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）」を削り、同号を同項第２号とし、同号の前に次の１号を加える。

(1)　当該非常勤職員が当該子の１歳６か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第２条の４第１項に次の１号を加える。

(4)　当該子について、当該非常勤職員が当該子の１歳６か月到達日後の期

間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第２条の４第２項を削る。

第２条の５を削る。

第３条中第５号を削り、第６号を第５号とし、同条第７号中「すること」の次に「又は第２条の４の規定に該当すること」を加え、同号を同条第６号とし、同条第８号中「その」を「任期を定めて採用された職員であって、当該」に、「非常勤職員」を「もの」に、「当該育児休業に係る子について、当該任期が」を「当該任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「当該任期の末日の翌日」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日」に、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同号を同条第７号とし、同条の次に次の１条を加える。

（育児休業法第２条第１項第１号の条例で定める期間）

第３条の２　育児休業法第２条第１項第１号の条例で定める期間は、５７日間とする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和４年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日前に育児休業計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の職員の育児休業等に関する条例第３条第５号の規定の適用については、なお従前の例による。

議案第４５号

　　職員の退職手当に関する条例の一部改正について

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和４年９月１日提出

柏原市長　冨　宅　正　浩

柏原市条例第　　号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和３３年柏原市条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「含む。」の次に「第１０条第２項において「勤務日数」という。」を、「１８日」の次に「（１月間の日数（柏原市の休日を定める条例（平成元年柏原市条例第２２号）第２条第１項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が２０日に満たない日数の場合にあっては、１８日から２０日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第１０条第２項において「職員みなし日数」という。）」を加える。

第１０条第２項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）」を「勤務日数」に、「１８日」を「職員みなし日数」に改め、同条第４項中「」とする」を「」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が３０日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が４年から第１項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第１項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第１１項第５号中「第４条第８項」を「第４条第９項」に改める。

附則第１２項中「平成３４年３月３１日」を「令和７年３月３１日」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和４年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（次項において「新

条例」という。）第２条第２項及び第１０条第２項の規定は、この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

３　新条例第１０条第４項の規定は、施行日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

議案第４６号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和４年９月１日提出

柏原市長　冨　宅　正　浩

柏原市条例第　　号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　一般職の職員の給与に関する条例（昭和３２年柏原市条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第４条の２第１項中「第２８条の４第１項、第２８条の５第１項又は第２８条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された職員」を「第２２条の４第３項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「応じた額」の次に「に勤務時間条例第２条第２項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」を加え、同条第２項を削る。

第１６条の２第２項第２号並びに第１７条第２項及び第３項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第２０条を次のように改める。

（勤務１時間当たりの給与額の算出）

第２０条　勤務１時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に１２を乗じて得た額を、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間で除して得た額とする。

(1)　定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員　勤務時間条例第２条第１項に規定する勤務時間に５２を乗じて得た時間から７時間４５分に１８を乗じて得た時間を減じて得た時間

(2)　定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員　前号に定める時間に、勤務時間条例第２条第２項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間

第２２条第３項、第２３条第２項第１号及び第２号並びに第２４条第２項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の５項を加える。

（給料月額に関する特例措置）

１８　当分の間、職員の給料月額は、当該職員が６０歳に達した日後における最初の４月１日（附則第２０項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の等級及び号給に応じた額に１００分の７０を乗じて得た額（当該額に、５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げるものとする。）とする。

１９　前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1)　臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2)　職員の定年等に関する条例（昭和５９年柏原市条例第４号）第９条の規定により異動期間（同条第２項の規定により更に延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(3)　医療施設等における医療業務に従事する医師

(4)　職員の定年等に関する条例第４条第１項又は第２項の規定により勤務している職員

２０　法第２８条の２第４項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第１８項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項及び附則第２２項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に１００分の７０を乗じて得た額（当該額に、５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げるものとする。以下この項及び附則第２２項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第１８項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

２１　前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料

月額との合計額が当該職員の属する職務の等級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の等級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

２２　附則第１８項又は附則第２０項の規定の適用を受ける職員のうち、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成３０年柏原市条例第４号）附則第３項に規定する給料の支給を受けていた職員には、附則第１８項又は附則第２０項の規定にかかわらず、当分の間、これらの規定により支給される給料月額又は基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する給料との権衡を考慮して市長が別に定める額を給料として支給する。

別表第１再任用職員以外の職員の項及び再任用職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

別表第２再任用職員以外の職員の項及び再任用職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正）

第２条　職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和３２年柏原市条例第２０号）の一部を次のように改正する。

第３条中「期間、」の次に「その発令の日に受ける」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の１０分の１に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第３条　職員の退職手当に関する条例（昭和３３年柏原市条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２８条の４第１項、第２８条の５第１項若しくは第２８条の６第１項若しくは第２項又は」を削り、同条第２項ただし書中「地方公務員法」の次に「（昭和２５年法律第２６１号）」を加える。

第４条第１項中「第２８条の２第１項」を「第２８条の６第１項」に、「第２８条の３第１項」を「第２８条の７第１項」に改める。

第５条第１項中「第２８条の２第１項」を「第２８条の６第１項」に、「第２８条の３第１項」を「第２８条の７第１項」に改め、同条第２項中「前項の規定に」を「同項の規定に」に改める。

第５条の３中「１０年」を「１５年」に改める。

第１４条第１項第２号及び第３号、第１５条第１項第２号及び第３号並びに第１７条第５項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第５項中「第５条の３まで」の次に「及び附則第１３項から第１５項まで」を加える。

附則第６項中「第５条の２」の次に「及び附則第１５項」を加える。

附則第７項中「第５条」の次に「又は附則第１４項」を加える。

附則に次の３項を加える。

１３　当分の間、第４条第１項の規定は、１１年以上２５年未満の期間勤続した者であって、６０歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同条第１項若しくは第２項の規定に該当する者又は医療施設等における医療業務に従事する医師を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第３条の規定の適用については、同条第１項中「又は第５条」とあるのは、「、第５条又は附則第１３項」とする。

１４　当分の間、第５条第１項の規定は、２５年以上の期間勤続した者であって、６０歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同条第１項若しくは第２項の規定に該当する者又は医療施設等における医療業務に従事する医師を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第３条の規定の適用については、同条第１項中「又は第５条」とあるのは、「、第５条又は附則第１４項」とする。

１５　一般職の職員の給与に関する条例附則第１８項、第２０項及び第２２項の規定による職員の給料月額の改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

（水道事業及び下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の

一部改正）

第４条　水道事業及び下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和４１年柏原市条例第４６号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「第２８条の５第１項」を「第２２条の４第１項」に改める。

第１８条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第２８条の４第１項、第２８条の５第１項又は第２８条の６第１項若しくは第２項」を「第２２条の４第１項又は第２２条の５第１項」に改める。

（職員の定年等に関する条例の一部改正）

第５条　職員の定年等に関する条例（昭和５９年柏原市条例第４号）の一部を次のように改正する。

第１条中「）第２８条の２第１項から第３項まで及び第２８条の３」を「。以下「法」という。）第２２条の４第１項及び第２項、第２２条の５第１項、第２８条の２、第２８条の５、第２８条の６第１項から第３項まで並びに第２８条の７」に改める。

第３条中「６０年」を「６５年」に改め、同条ただし書を削る。

第４条第１項中「の各号のいずれかに該当する」を「に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該職務」を「当該職員を当該定年退職日において従事している職務」に、「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第９条の規定により異動期間（同条第１項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第１項又は第２項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第６条に規定する職をいう。以下同じ。）を占めている職員については、第９条第１項又は第２項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して３年を超えることができない。

第４条第１項第１号中「その職員」を「当該職員」に改め、「により」の次

に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第２号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第３号中「その業務」を「当該業務」に、「その職員」を「当該職員」に、「とき」を「こと」に改め、同条第２項中「前項の理由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その期限」を「当該期限」に、「その職員」を「当該職員」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第３項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第４項中「任命権者は、」の次に「第１項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第２項の規定により期限が延長された職員について、」を加え、「第１項の理由が存しなくなった」を「第１項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限」を「当該期限」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の９条を加える。

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第６条　法第２８条の２第１項に規定する条例で定める職は、管理又は監督を行う職（医療施設等において医療業務に従事する医師が占める職を除く。）のうち、規則で定める職とする。

（管理監督職勤務上限年齢）

第７条　法第２８条の２第１項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢６０年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第８条　任命権者は、法第２８条の２第４項に規定する他の職への降任等（以下「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第１３条、第１５条、第２３条の３、第２７条第１項及び第５６条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1)　当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第１０条にお

いて「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第１５条の２第１項第５号に規定する標準職務遂行能力及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をすること。

(2)　人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。

(3)　当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第１号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び監理監督職への任用の制限の特例）

第９条　任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の４月１日までの間をいう。以下同じ。）の末日の翌日から起算して１年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1)　当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2)　当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3)　当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

２　任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して１年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して３年を超えることができない。

（異動期間の延長に係る職員の同意）

第１０条　任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第１１条　任命権者は、第９条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第１２条　任命権者は、年齢６０年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢６０年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の１週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の１週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢６０年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、

常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第１３条　任命権者は、前条本文の規定によるほか、本市が組織する地方公共団体の組合の年齢６０年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

２　前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

（委任）

第１４条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附則に次の２項を加える。

（定年に関する経過措置）

３　令和５年４月１日から令和１３年３月３１日までの間における職員（医療施設等における医療業務に従事する医師を除く。）に対する第３条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「６５年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和５年４月１日から令和７年３月３１日まで	６１年
令和７年４月１日から令和９年３月３１日まで	６２年
令和９年４月１日から令和１１年３月３１日まで	６３年
令和１１年４月１日から令和１３年３月３１日まで	６４年

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

４　任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢６０年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」と

いう。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢６０年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第６条　職員の育児休業等に関する条例（平成４年柏原市条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第２条中第３号を第４号とし、第２号の次に次の１号を加える。

(3)　職員の定年等に関する条例第９条の規定により異動期間（同条第２項の規定により更に延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第８条中「第２８条の５第１項」を「第２２条の４第１項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第９条第１項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第７条　職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年柏原市条例第２号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「第２８条の５第１項又は」を「第２２条の４第１項又は第２２条の５第１項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）及び」に、「短時間勤務職員」を「任期付短時間勤務職員」に改める。

第３条第１項及び第２項、第４条第２項、第１２条第１項第１号並びに第１７条中「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第８条　外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成１１年柏原市条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中第５号を第６号とし、第４号の次に次の１号を加える。

(5)　職員の定年等に関する条例第９条の規定により異動期間（同条第２項の規定により更に延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正）

第９条　公益的法人等への職員の派遣に関する条例（平成１４年柏原市条例第４号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項第１号中「（地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２８条の４第１項又は第２８条の６第１項の規定により採用される職員を除く。）」を削り、同項第３号中「地方公務員法」の次に「（昭和２５年法律第２６１号）」を加え、同項中第５号を第６号とし、第４号の次に次の１号を加える。

(5)　職員の定年等に関する条例第９条の規定により異動期間（同条第２項の規定により更に延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第１０条　人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成１７年柏原市条例第７号）の一部を次のように改正する。

第３条中「第２８条の５第１項」を「第２２条の４第１項」に改める。

（柏原市病院事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第１１条　柏原市病院事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成２２年柏原市条例第８号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「第２８条の５第１項」を「第２２条の４第１項」に改める。

第２３条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第２８条の４第１項、第２８条の５第１項又は第２８条の６第１項若しくは第２項」を「第２２条の４第１項又は第２２条の５第１項」に改める。

（職員の再任用に関する条例の廃止）

第１２条　職員の再任用に関する条例（平成１３年柏原市条例第４号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第２条　暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第６３号。以下「令和３年改正法」という。）附則第４条第１項若しくは第２項、第５条第１項若しくは第３項、第６条第１項若しくは第２項又は第７条第１項若しくは第３項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）のうち、暫定再任用職員で地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除いた職員の給料月額は、当該職員が第５条の規定による改正後の職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第１２条又は第１３条第１項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる給料月額のうち、当該職員の属する職務の等級に応じた額とする。

第３条　暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の等級に応じた額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例第２条第２項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第４条　暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第１条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第１６条の２第２項第２号、第１７条第２項及び第３項並びに第２０条第２号の規定を適用する。

第５条　暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第１条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第２２条第３項の規定を適用する。

第６条　第１条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第２３条第１項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第２項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第１号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第６３号）附則第４条第１項若しくは第２項、第５条第１項若しくは第３項、第６条第１項若しくは第２項又は第７条第１項若しくは第３項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）」と、同項第２号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

第７条　一般職の職員の給与に関する条例第１４条、第１５条及び第１５条の３は、暫定再任用職員には適用しない。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第８条　暫定再任用職員に対する第３条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第２条第１項の規定の適用については、同項中「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成２６年柏原市条例第３号）」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第６３号）附則第４条第１項若しくは第２項、第５条第１項若しくは第３項、第６条第１項若しくは第２項又は第７条第１項若しくは第３項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成２６年柏原市条例第３号）」とする。

（水道事業及び下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第９条　暫定再任用短時間勤務職員は、第４条の規定による改正後の水道事業及び下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第２条第１項に規定する地方公務員法第２２条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、同条例の規定を適用する。

第１０条　水道事業及び下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する

条例第５条、第５条の３及び第１４条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

（職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置）

第１１条　任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第５条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第４条第１項又は第２項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第１項の期限又は同条第２項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、新条例第４条第１項各号に掲げる事由があると認めるときは､市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して１年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第２条に規定する定年退職日の翌日から起算して３年を超えることができない。

２　任命権者は、基準日（施行日、令和７年４月１日、令和９年４月１日、令和１１年４月１日及び令和１３年４月１日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の３月３１日までの間、基準日における新条例定年（新条例第３条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第３条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第３条に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の３月３１日までの間に新条例第４条第１項若しくは第２項の規定、令和３年改正法附則第３条第５項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第３条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

３　新条例第４条第３項から第５項までの規定は、第１項の規定による勤務に

ついて準用する。

（職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第１２条　任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢６５年に達する日以後における最初の３月３１日（以下この条から附則第１５条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第３条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第１項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、１年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1)　施行日前に旧条例第２条の規定により退職した者

(2)　旧条例第４条第１項若しくは第２項、令和３年改正法附則第３条第５項又は前条第１項の規定により勤務した後退職した者

(3)　２５年以上勤続して施行日前に退職した者（前２号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して５年を経過する日までの間にある者

(4)　２５年以上勤続して施行日前に退職した者（前３号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して５年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和３年改正法による改正前の地方公務員法第２８条の４第１項、第２８条の５第１項又は第２８条の６第１項若しくは第２項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第１項若しくは第２項、附則第１４条第１項若しくは第２項又は附則第１５条第１項若しくは第２項の規定により採用することをいう。次項第６号において同じ。）をされたことがある者

２　令和１４年３月３１日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績そ

の他の規則で定める情報に基づく選考により、１年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1)　施行日以後に新条例第２条の規定により退職した者

(2)　施行日以後に新条例第４条第１項又は第２項の規定により勤務した後退職した者

(3)　施行日以後に新条例第１２条の規定により採用された者のうち、令和３年改正法による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」という。)第２２条の４第３項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4)　施行日以後に新条例第１３条第１項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第２２条の５第３項において準用する新地方公務員法第２２条の４第３項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(5)　２５年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して５年を経過する日までの間にある者

(6)　２５年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して５年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

３　前２項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、１年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前２項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

４　暫定再任用職員の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

５　任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第１３条　任命権者は、前条第１項の規定によるほか、本市が組織する地方公共団体の組合（以下「組合」という。）における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようと

する常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、１年を終えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

２　令和１４年３月３１日までの間、任命権者は、前条第２項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、１年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

３　前２項の場合においては、前条第３項から第５項までの規定を準用する。

第１４条　任命権者は、新地方公務員法第２２条の４第４項の規定にかかわらず、附則第１２条第１項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第１２条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第１項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、１年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

２　令和１４年３月３１日までの間、任命権者は、新地方公務員法第２２条の４第４項の規定にかかわらず、附則第１２条第２項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第２項及び附則第

１６条において同じ。）に達している者（新条例第１２条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、１年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

３　前２項の場合においては、附則第１２条第３項から第５項までの規定を準用する。

第１５条　任命権者は、前条第１項の規定によるほか、新地方公務員法第２２条の５第３項において準用する新地方公務員法第２２条の４第４項の規定にかかわらず、組合における附則第１２条第１項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、１年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

２　令和１４年３月３１日までの間、任命権者は、前条第２項の規定によるほか、新地方公務員法第２２条の５第３項において準用する新地方公務員法第２２条の４第４項の規定にかかわらず、組合における附則第１２条第２項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第１３条第１項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、１年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

３　前２項の場合においては、附則第１２条第３項から第５項までの規定を準用する。

（職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第１６条　任命権者は、基準日（令和７年４月１日、令和９年４月１日、令和１１年４月１日及び令和１３年４月１日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の３月３１日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基

準日における新条例定年相当年齢が新条例第３条第１項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第１２条に規定する年齢６０年以上退職者となった者（基準日前から新条例第４条第１項又は第２項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める者）を、新条例第１２条又は第１３条第１項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、定年前再任用短時間勤務職員のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第１７条　暫定再任用短時間勤務職員は、第６条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第８条に規定する定年前再任用短時間勤務職員等とみなして、同条例の規定を適用する。

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第１８条　暫定再任用短時間勤務職員は、第７条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第２条第２項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

（公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第１９条　暫定再任用職員のうち暫定再任用短時間勤務職員を除いた職員に対する第９条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣に関する条例第２条第２項第１号の規定の適用については、同号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第６３号）附則第４条第１項若しくは第２項又は第５条第１項若しくは第３項の規定により採用された職員を除く。）」と

する。

（人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第２０条　暫定再任用短時間勤務職員は、第１０条の規定による改正後の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第３条に規定する地方公務員法第２２条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、同条例の規定を適用する。

（柏原市病院事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第２１条　暫定再任用短時間勤務職員は、第１１条の規定による改正後の柏原市病院事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第２条第１項に規定する地方公務員法第２２条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、同条例の規定を適用する。

第２２条　柏原市病院事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第５条、第７条及び第１７条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

（一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第２３条　一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成３０年柏原市条例第４号）の一部を次のように改正する。

附則第３項中「とし、」の次に「当該者が年齢６０年に達する日以後の最初の３月３１日までの間、」を加える。

（令和３年改正法附則第２条第３項に規定する条例で定める年齢）

第２４条　令和３年改正法附則第２条第３項に規定する条例で定める年齢は、年齢６０年とする。

（令和３年改正法附則第８条第３項の条例で定める職及び年齢）

第２５条　令和３年改正法附則第８条第３項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1)　施行日以後に新たに設置された職

(2)　施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

２　令和３年改正法附則第８条第３項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第３条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和３年改正法附則第８条第４項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第２２条の４第４項の条例で定める職及び年齢）

第２６条　令和３年改正法附則第４条から第７条までの規定が適用される場合における令和３年改正法附則第８条第４項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第２２条の４第４項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1)　施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2)　施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

２　令和３年改正法附則第４条から第７条までの規定が適用される場合における令和３年改正法附則第８条第４項の規定により読み替えて適用する法第２２条の４第４項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

（令和３年改正法附則第８条第５項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員）

第２７条　令和３年改正法附則第８条第５項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第１２条から第１５条までの規定が適用される間における各年の４月１日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1)　基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2)　基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

２　令和３年改正法附則第８条第５項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

３　令和３年改正法附則第８条第５項の条例で定める職員は、第１項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

議案第４７号

令和４年度柏原市一般会計補正予算（第５号）

令和４年度柏原市の一般会計補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３９，０２２千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２７，３６０，５０１千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和４年９月１日提出

柏原市長　冨　宅　正　浩

第1表　歳入歳出予算補正

1　歳　　入　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
18 繰入金		642,698	39,022	681,720
	1 基金繰入金	642,698	39,022	681,720
歳入合計		27,321,479	39,022	27,360,501

2　歳　　出　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		2,459,318	39,022	2,498,340
	1 保健衛生費	1,363,203	39,022	1,402,225
歳出合計		27,321,479	39,022	27,360,501

令和４年度柏原市一般会計補正予算（第５号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳　　入

（款）１８　繰入金

（項）１　基金繰入金

（単位：千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明
18			繰入金	642,698	39,022	681,720			
	1		基金繰入金	642,698	39,022	681,720			
		1	基金繰入金	642,698	39,022	681,720			
							1 繰入金	39,022	財政調整基金繰入金

歳　　出

（款）４　衛生費

（項）１　保健衛生費　（単位：千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
							特定財源	一般財源	区分	金額	
4			衛生費	2,459,318	39,022	2,498,340		39,022			
	1		保健衛生費	1,363,203	39,022	1,402,225		39,022			
		2	予防費	622,006	39,022	661,028		39,022			
									10 需用費	136	2 予防接種事業
									11 役務費	1,256	印刷製本費 136
									12 委託料	37,630	通信運搬費 1,256
											インフルエンザ予防接種業務委託料 37,630

議案第４８号

令和４年度柏原市一般会計補正予算（第６号）

令和４年度柏原市の一般会計補正予算（第６号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ７３７，６７７千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２８，０９８，１７８千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第２条　地方自治法第２１３条第１項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第３条　債務負担行為の補正は、「第３表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第４条　地方債の補正は、「第４表地方債補正」による。

令和４年９月１日提出

柏原市長　冨　宅　正　浩

第1表　歳入歳出予算補正

1　歳　　入　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		5,173,589	238,940	5,412,529
	1 国庫負担金	4,012,038	171,469	4,183,507
	2 国庫補助金	1,140,157	67,471	1,207,628
15 府支出金		1,962,017	37,247	1,999,264
	2 府補助金	381,742	37,247	418,989
17 寄附金		170,000	115,500	285,500
	1 寄附金	170,000	115,500	285,500
18 繰入金		681,720	61,427	743,147
	1 基金繰入金	681,720	61,427	743,147
19 諸収入		1,649,674	379,891	2,029,565
	5 雑入	1,250,337	379,891	1,630,228
20 市債		1,301,700	△ 95,328	1,206,372
	1 市債	1,301,700	△ 95,328	1,206,372
歳入合計		27,360,501	737,677	28,098,178

２　歳　　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2　総務費		2,755,688	208,698	2,964,386
	1　総務管理費	2,026,929	208,698	2,235,627
3　民生費		12,243,666	104,786	12,348,452
	1　社会福祉費	5,931,964	59,082	5,991,046
	2　児童福祉費	4,309,649	19,417	4,329,066
	3　生活保護費	2,001,153	26,287	2,027,440
4　衛生費		2,498,340	240,984	2,739,324
	1　保健衛生費	1,402,225	240,984	1,643,209
6　商工費		438,403	3,066	441,469
	1　商工費	438,403	3,066	441,469
7　土木費		2,945,683	30,419	2,976,102
	3　都市計画費	494,081	17,495	511,576
	4　下水道費	1,088,351	12,924	1,101,275
9　教育費		2,635,720	149,724	2,785,444
	1　教育総務費	736,076	59,545	795,621
	2　小学校費	461,606	47,058	508,664
	3　中学校費	571,377	29,006	600,383
	5　社会教育費	683,459	14,115	697,574
歳出合計		27,360,501	737,677	28,098,178

第２表　繰 越 明 許 費

（単位：千円）

款	項	事業名	金額
7 土木費	3 都市計画費	柏原駅東地区道路網概略検討業務	6,000

第3表　債務負担行為補正

追　　加

事　　　　項	期　　　　間	限　　度　　額
ジョイフル国分耐震補強工事等負担金	令和４年度から 令和６年度まで	70,000千円

第４表　地 方 債 補 正

追　加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
玉手山公園施設改修事業債	千円 4,300	普通貸借又は証券発行。ただし、事業の進捗状況により起債額の全部又は一部を前借りすることができる。	年5.0％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府・府 銀行 その他	30年（据置期間を含む。）以内に元利均等又は元金均等で、年賦又は半年賦で償還する。ただし、都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は借換えをすることができる。

変　更　（単位：千円）

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
臨時財政対策債	400,000	300,372

令和４年度柏原市一般会計補正予算（第６号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳　　入

（款）１４　国庫支出金

（項）１　国庫負担金　　　　（単位：千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明
14			国庫支出金	5,173,589	238,940	5,412,529			
	1		国庫負担金	4,012,038	171,469	4,183,507			
		2	衛生費国庫負担金	193,417	171,469	364,886			
							1 保健衛生費負担金	171,469	新型コロナウイルスワクチン接種事業費負担金

（項）２　国庫補助金　　　　（単位：千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明	
	2		国庫補助金	1,140,157	67,471	1,207,628				
		2	民生費国庫補助金	261,713	8,263	269,976				
							1 社会福祉費補助金	8,263	地域生活支援事業等補助金	563
									地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	7,700

（単位：千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明
		3	衛生費国庫補助金	54,433	53,208	107,641			
							1 保健衛生費補助金	53,208	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金
		4	土木費国庫補助金	289,190	6,000	295,190			
							2 都市計画費補助金	6,000	柏原駅東地区道路網概略検討業務補助金

（款）１５　府支出金

（項）２　府補助金

（単位：千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明
15			府支出金	1,962,017	37,247	1,999,264			
	2		府補助金	381,742	37,247	418,989			
		1	総務費府補助金	6,700	15,000	21,700			
							1 総務管理費補助金	15,000	都市緑化を活用した猛暑対策事業補助金

（単位：千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明
		2	民生費府補助金	350,742	16,500	367,242			
							1 社会福祉費補助金	16,500	介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業補助金
		6	土木費府補助金	3,652	5,747	9,399			
							1 都市計画費補助金	5,747	市町村等観光振興支援事業補助金

（款）１７　寄附金

（項）１　寄附金

（単位：千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明	
17			寄附金	170,000	115,500	285,500				
	1		寄附金	170,000	115,500	285,500				
		1	指定寄附金	170,000	115,500	285,500				
							1 指定寄附金	115,500	まちづくり応援寄附金	115,000
									まちづくり応援寄附金（企業版ふるさと納税）	500

（款）１８　繰入金

（項）１　基金繰入金　　（単位：千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	節		説明
							区分	金額	
18			繰入金	681,720	61,427	743,147			
	1		基金繰入金	681,720	61,427	743,147			
		1	基金繰入金	681,720	61,427	743,147			
							1　繰入金	61,427	財政調整基金繰入金

（款）１９　諸収入

（項）５　雑入　　（単位：千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	節		説明
							区分	金額	
19			諸収入	1,649,674	379,891	2,029,565			
	5		雑入	1,250,337	379,891	1,630,228			
		2	雑入	1,249,207	379,891	1,629,098			
							1　雑入	379,891	その他雑入

（款）２０　市債

（項）１　市債　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明
20			市債	1,301,700	△ 95,328	1,206,372			
	1		市債	1,301,700	△ 95,328	1,206,372			
		2	土木債	317,400	4,300	321,700			
							2 都市計画債	4,300	玉手山公園施設改修事業債
		5	臨時財政対策債	400,000	△ 99,628	300,372			
							1 臨時財政対策債	△ 99,628	臨時財政対策債

歳　　出

（款）２　総務費

（項）１　総務管理費

（単位：千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説　　明
							特定財源	一般財源	区　分	金　額	
2			総務費	2,755,688	208,698	2,964,386	130,000	78,698			
	1		総務管理費	2,026,929	208,698	2,235,627	130,000	78,698			
		4	財産管理費	501,176	147,586	648,762	府支出金 15,000 その他 115,000	17,586			
									10 需用費	17,586	3 サンヒル柏原施設管理費 光熱水費 17,586
									14 工事請負費	15,000	4 庁舎施設管理費 庁舎猛暑対策工事 15,000
									24 積立金	115,000	8 基金 ふるさと基金積立金 115,000
		5	企画費	85,028	59,435	144,463		59,435			
									11 役務費	15,613	2 ふるさと納税推進事業 手数料 15,613
									12 委託料	43,822	ふるさと納税業務委託料 43,822

（単位：千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
							特定財源	一般財源	区分	金額	
		10	出張所費	14,548	1,677	16,225		1,677			
									10 需用費	1,677	1 国分出張所施設管理費 光熱水費

（款）３　民生費

（項）１　社会福祉費

（単位：千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
							特定財源	一般財源	区分	金額		
3			民生費	12,243,666	104,786	12,348,452	24,763	80,023				
	1		社会福祉費	5,931,964	59,082	5,991,046	24,763	34,319				
		1	社会福祉総務費	1,225,776	13,336	1,239,112		13,336				
									22 償還金、利子及び割引料	13,336	2 福祉総務課事務費	
											令和３年度国庫負担金返還金	1,250
											令和３年度国庫補助金返還金	1,054

（単位：千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
							特定財源	一般財源	区分	金額	
											令和３年度府補助金返還金 11,032
		2	障害福祉費	61,277	1,127	62,404	国庫支出金 563	564			
									12 委託料	1,127	1 障害福祉推進事業 障害福祉システム改修業務委託料
		3	障害者自立支援費	2,039,896	19,131	2,059,027		19,131			
									22 償還金、利子及び割引料	19,131	1 障害者自立支援給付等事業 令和３年度国庫負担金返還金 14,063 令和３年度府負担金返還金 260 3 障害児支援事業 令和３年度国庫負担金返還金 4,808

（単位：千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
							特定財源	一般財源	区分	金額	
		8	自立支援センター費	119,679	1,288	120,967		1,288			
									10 需用費	1,288	1 自立支援センター管理費 光熱水費
		10	介護保険福祉費	1,070,911	24,200	1,095,111	国庫支出金 7,700 府支出金 16,500				
									18 負担金、補助及び交付金	24,200	4 地域介護・福祉空間整備等施設整備事業 地域介護・福祉空間整備補助金 7,700 5 地域医療介護総合確保基金事業 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業補助金 16,500

（項） 2　児童福祉費　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説　　明
							特定財源	一般財源	区　分	金　額	
	2		児童福祉費	4,309,649	19,417	4,329,066		19,417			
		1	児童福祉総務費	361,299	14,501	375,800		14,501			
									22 償還金、利子及び割引料	14,501	5 子育て支援課事務費 令和３年度国庫補助金返還金
		3	児童福祉施設費	910,336	4,916	915,252		4,916			
									10 需用費	4,916	3 公立認定こども園等管理費 光熱水費

（項） 3　生活保護費　　　　（単位：千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
							特定財源	一般財源	区分	金額	
	3		生活保護費	2,001,153	26,287	2,027,440		26,287			
		1	生活保護総務費	91,153	26,287	117,440		26,287			
									22 償還金、利子及び割引料	26,287	2 福祉総務課事務費 令和３年度国庫負担金返還金 24,685 令和３年度府負担金返還金 1,602

（款）４　衛生費

（項）１　保健衛生費　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
							特定財源	一般財源	区分	金額		
4			衛生費	2,498,340	240,984	2,739,324	225,177	15,807				
	1		保健衛生費	1,402,225	240,984	1,643,209	225,177	15,807				
		2	予防費	661,028	227,059	888,087	国庫支出金	1,882				
							224,677		1 報酬	1,163	5 健康増進事業	
							その他		7 報償費	350	講師謝礼	100
							500		8 旅費	31	動画出演者謝礼	250
									10 需用費	400	印刷製本費	400
									11 役務費	7,595	動画作成業務委託料	1,500
									12 委託料	217,388	機器借上料	48
									13 使用料及び賃借料	112	会場使用料	64
											庁用器具費	20
									17 備品購入費	20	6 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	
											一般事務職員報酬（１人）	681
											事務補助員報酬（１人）	482

（単位：千円）

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区分	金額	
										費用弁償 31
										通信運搬費 4,912
										手数料 2,683
										コールセンター等業務委託料 33,321
										施設等巡回接種業務委託料 565
										ワクチン配送業務委託料 1,422
										事務補助人材派遣業務委託料 9,111
										7 新型コロナウイルスワクチン接種事業
										個別接種業務委託料 171,469

（単位：千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
							特定財源	一般財源	区分	金額	
		3	健康福祉センター費	35,078	8,191	43,269		8,191			
									10 需用費	8,191	1 健康福祉センター管理費 光熱水費
		6	火葬場費	39,142	5,734	44,876		5,734			
									10 需用費	5,734	1 火葬場施設管理費 光熱水費

（款）６　商工費

（項）１　商工費　　（単位：千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
							特定財源	一般財源	区分	金額	
6			商工費	438,403	3,066	441,469		3,066			
	1		商工費	438,403	3,066	441,469		3,066			
		3	勤労者センター費	28,549	3,066	31,615		3,066			
									10 需用費	3,066	1 勤労者センター事業 光熱水費

（款）７　土木費

（項）３　都市計画費　　（単位：千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
							特定財源	一般財源	区分	金額	
7			土木費	2,945,683	30,419	2,976,102	13,047	17,372			
	3		都市計画費	494,081	17,495	511,576	13,047	4,448			
		1	都市計画総務費	201,188	6,000	207,188	国庫支出金 3,000	3,000			
									12 委託料	6,000	3 都市計画調査事務事業 柏原駅東地区道路網概略検討業務委託料

（単位：千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
							特定財源	一般財源	区分	金額	
		3	公園緑化費	145,916	11,495	157,411	府支出金 5,747 地方債 4,300	1,448			
									14 工事請負費	11,495	3 玉手山公園維持管理費 トイレ改修工事 （図面番号 １）

（項）４　下水道費

（単位：千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
							特定財源	一般財源	区分	金額	
	4		下水道費	1,088,351	12,924	1,101,275		12,924			
		1	下水道総務費	995,374	10,089	1,005,463		10,089			
									27 繰出金	10,089	1 下水道事業会計繰出金 下水道事業会計繰出金
		2	浸水対策費	79,573	2,835	82,408		2,835			
									10 需用費	2,835	1 ポンプ場施設管理費 光熱水費

（款）９　教育費

（項）１　教育総務費　　（単位：千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
							特定財源	一般財源	区分	金額	
9			教育費	2,635,720	149,724	2,785,444		149,724			
	1		教育総務費	736,076	59,545	795,621		59,545			
		4	学校給食費	292,179	59,545	351,724		59,545			
									18 負担金、補助及び交付金	59,545	2 学校給食費補助事業 学校給食費補助金

（項）２　小学校費　　（単位：千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
							特定財源	一般財源	区分	金額	
	2		小学校費	461,606	47,058	508,664		47,058			
		1	学校管理費	373,866	47,058	420,924		47,058			
									10 需用費	47,058	3 小学校施設管理費 光熱水費

（項）３　中学校費　　（単位：千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
							特定財源	一般財源	区分	金額	
	3		中学校費	571,377	29,006	600,383		29,006			
		1	学校管理費	506,359	29,006	535,365		29,006			
									10 需用費	29,006	3 中学校施設管理費 光熱水費

（項）５　社会教育費　　（単位：千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
							特定財源	一般財源	区分	金額	
	5		社会教育費	683,459	14,115	697,574		14,115			
		4	高井田文化施設費	35,962	4,257	40,219		4,257			
									10 需用費	4,257	2 高井田文化施設管理費 光熱水費

（単位：千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
							特定財源	一般財源	区分	金額	
		5	公民館費	90,117	6,563	96,680		6,563			
									10 需用費	6,563	3 公民館施設管理費 光熱水費
		6	図書館費	229,300	3,295	232,595		3,295			
									10 需用費	3,295	3 国分図書館施設管理費 光熱水費

補正予算給与費明細書

２　一　般　職

（１）　総　　括　　　　　　　　　　　（単位：千円）

区　　分	給　与　費		合　　計
	報　　酬	計	
補　正　前	718,728	3,915,597	4,600,508
補　正　後	719,891	3,916,760	4,601,671
比　　　較	1,163	1,163	1,163

イ　会計年度任用職員　　　　　　　　（単位：千円）

区　　分	給　与　費		合　　計
	報　　酬	計	
補　正　前	718,728	835,039	950,302
補　正　後	719,891	836,202	951,465
比　　　較	1,163	1,163	1,163

議案第４９号

令和４年度柏原市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）

令和４年度柏原市の介護保険事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ６４，２８２千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６，７８０，２０６千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和４年９月１日提出

柏原市長　冨　宅　正　浩

第1表　歳入歳出予算補正

1　歳　　入　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰越金		0	64,282	64,282
	1 繰越金	0	64,282	64,282
歳入合計		6,715,924	64,282	6,780,206

2　歳　　出　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
4 基金積立金		3,941	3,738	7,679
	1 基金積立金	3,941	3,738	7,679
6 諸支出金		2,530	60,544	63,074
	1 償還金及び還付加算金	2,530	60,544	63,074
歳出合計		6,715,924	64,282	6,780,206

令和４年度柏原市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳　　入

（款）８　繰越金

（項）１　繰越金

（単位：千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	節		説明
							区分	金額	
8			繰越金	0	64,282	64,282			
	1		繰越金	0	64,282	64,282			
		1	繰越金	0	64,282	64,282			
							1 繰越金	64,282	前年度剰余金

歳　　出

（款）４　基金積立金

（項）１　基金積立金　（単位：千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説　　明
							特定財源	一般財源	区　　分	金　額	
4			基金積立金	3,941	3,738	7,679	3,738				
	1		基金積立金	3,941	3,738	7,679	3,738				
		1	介護給付費準備基金積立金	3,941	3,738	7,679	その他 3,738		24 積立金	3,738	1 介護給付費準備基金積立金 介護給付費準備基金積立金

（款）６　諸支出金

（項）１　償還金及び還付加算金

（単位：千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
							特定財源	一般財源	区分	金額	
6			諸支出金	2,530	60,544	63,074	60,544				
	1		償還金及び還付加算金	2,530	60,544	63,074	60,544				
		3	償還金	0	60,544	60,544	その他 60,544		22 償還金、利子及び割引料	60,544	1 償還金 国庫支出金返還金 20,294 支払基金交付金返還金 26,484 府支出金返還金 13,766

議案第５０号

令和４年度柏原市下水道事業会計補正予算（第１号）

（総則）

第１条　令和４年度柏原市下水道事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第２条　令和４年度柏原市下水道事業会計予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（ 既決予定額 ）	（ 補正予定額 ）	（ 計 ）
収　　入			
第１款　事業収益	2,321,428千円	10,089千円	2,331,517千円
第１項　営　業　収　益	1,667,729千円	10,089千円	1,677,818千円
支　　出			
第１款　事業費	2,241,431千円	10,089千円	2,251,520千円
第１項　営　業　費　用	1,963,553千円	10,089千円	1,973,642千円

令和４年９月１日提出

柏原市長　冨　宅　正　浩

補　正　予　算　実　施　計　画

収　益　的　収　入　及　び　支　出

収　入　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(単位　千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備　考
1 事 業 収 益			2,321,428	10,089	2,331,517	
	1 営 業 収 益		1,667,729	10,089	1,677,818	
		2 雨水処理負担金	503,542	10,089	513,631	

支　出　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(単位　千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備　考
1 事 業 費			2,241,431	10,089	2,251,520	
	1 営 業 費 用		1,963,553	10,089	1,973,642	
		2 ポ ン プ 場 費	122,507	10,089	132,596	

令和４年度柏原市下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）
（令和４年４月１日から令和５年３月３１日まで）

（単位　千円）

1　業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	73,842
減価償却費	1,278,071
貸倒引当金の増減額	△ 41
賞与引当金の増減額	1,515
退職給付引当金の増減額	3,595
長期前受金戻入額	△ 556,270
支払利息	212,708
固定資産除却費	10,780
業務活動に伴う未収金の増減額	10,661
業務活動に伴う未払金の増減額	28,916
その他流動負債の増減額	△ 111,414
小計	952,363
利息の支払額	△ 212,708
業務活動によるキャッシュ・フロー	739,655
2　投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 910,949
無形固定資産の取得による支出	△ 48,979
国庫補助金等による収入	264,825
受益者負担金等による収入	15,557
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 679,546
3　財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	1,005,700
建設改良費等の財源に充てるための企業債償還による支出	△ 1,384,009
他会計からの出資による収入	405,591
財務活動によるキャッシュ・フロー	27,282
4　資金増減額	87,391
5　資金期首残高	251,149
6　資金期末残高	338,540

令和４年度柏原市下水道事業予定貸借対照表
（令和５年３月３１日）

（単位　千円）

資　産　の　部

１　固定資産				
（１）有形固定資産				
イ　土地		1,186,892		
ロ　建物	313,208			
減価償却累計額	△ 108,266	204,942		
ハ　構築物	37,258,125			
減価償却累計額	△ 8,665,097	28,593,028		
ニ　機械及び装置	2,600,109			
減価償却累計額	△ 989,442	1,610,667		
ホ　車両及び運搬具	4,881			
減価償却累計額	△ 702	4,179		
ヘ　工具器具及び備品	1,027			
減価償却累計額	△ 173	854		
ト　建設仮勘定		76,045		
有形固定資産合計			31,676,607	
（２）無形固定資産				
イ　施設利用権		2,676,277		
ロ　電話加入権		1,882		
無形固定資産合計			2,678,159	
固定資産合計				34,354,766
２　流動資産				
（１）現金預金			338,540	
（２）未収金		210,110		
貸倒引当金		△ 327	209,783	
流動資産合計				548,323
資産合計				34,903,089

負　債　の　部

3　固定負債			
（1）企業債			
イ　建設改良費等の財源に充てるための企業債	13,816,741		
企業債合計		13,816,741	
（2）引当金			
イ　退職給付引当金	55,467		
引当金合計		55,467	
固定負債合計			13,872,208
4　流動負債			
（1）企業債			
イ　建設改良費等の財源に充てるための企業債	1,325,398		
企業債合計		1,325,398	
（2）未払金		384,448	
（3）引当金			
イ　賞与引当金	18,121		
引当金合計		18,121	
（4）預り金		2,754	
流動負債合計			1,730,721
5　繰延収益			
（1）長期前受金		19,022,915	
収益化累計額		△ 4,695,513	
繰延収益合計			14,327,402
負債合計			29,930,331

資　本　の　部

6　資本金			3,851,868
7　剰余金			
（1）資本剰余金			
イ　国庫補助金	573,295		
ロ　その他資本剰余金	721		
資本剰余金合計		574,016	
（2）利益剰余金			
イ　当年度未処分利益剰余金	546,874		
利益剰余金合計		546,874	
剰余金合計			1,120,890
資本合計			4,972,758
負債資本合計			34,903,089

補　正　予　算　基　礎　資　料

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収　入　　(単位　千円)

項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説　明
					区　分	金　額	
1 営　業　収　益		1,667,729	10,089	1,677,818			
	2 雨水処理負担金	503,542	10,089	513,631			
					雨水処理負担金	10,089	雨水処理負担金

支　出　　(単位　千円)

項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説　明
					区　分	金　額	
1 営　業　費　用		1,963,553	10,089	1,973,642			
	2 ポ ン プ 場 費	122,507	10,089	132,596			
					動　力　費	10,089	ポンプ施設電気料金

認定第１号

令和３年度柏原市一般会計歳入歳出決算の認定について

令和３年度柏原市一般会計歳入歳出決算を、地方自治法第２３３条第３項の規定により、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和４年９月１日提出

柏原市長　冨　宅　正　浩

認定第２号

令和３年度柏原市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について

令和３年度柏原市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算を、地方自治法第２３３条第３項の規定により、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和４年９月１日提出

柏原市長　冨　宅　正　浩

認定第３号

令和３年度柏原市国民健康保険事業特別会計（施設勘定堅上診療所）歳入歳出決算の認定について

令和３年度柏原市国民健康保険事業特別会計（施設勘定堅上診療所）歳入歳出決算を、地方自治法第２３３条第３項の規定により、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和４年９月１日提出

柏原市長　冨　宅　正　浩

認定第４号

令和３年度柏原市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和３年度柏原市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第２３３条第３項の規定により、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和４年９月１日提出

柏原市長　冨　宅　正　浩

認定第５号

令和３年度柏原市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和３年度柏原市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第２３３条第３項の規定により、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和４年９月１日提出

柏原市長　冨　宅　正　浩

認定第６号

令和３年度柏原市市立柏原病院事業決算の認定について

令和３年度柏原市市立柏原病院事業決算を、地方公営企業法第３０条第４項の規定により、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和４年９月１日提出

柏原市長　冨　宅　正　浩

認定第７号

令和３年度柏原市水道事業決算の認定について

令和３年度柏原市水道事業決算を、地方公営企業法第３０条第４項の規定により、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和４年９月１日提出

柏原市長　冨　宅　正　浩

認定第８号

令和３年度柏原市下水道事業決算の認定について

令和３年度柏原市下水道事業決算を、地方公営企業法第３０条第４項の規定により、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和４年９月１日提出

柏原市長　冨　宅　正　浩